

大阪府立豊中高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項

大阪府立豊中高等学校(以下「学校」という。)が行う学校食堂営業及び自動販売機設置事業者(以下「営業事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 使用許可物件

本公募は、学校食堂営業と自動販売機設置のセットで行います。

(1) 学校食堂営業

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	最低使用料 (年額・税抜)	位置
大阪府立豊中高等学校 食堂 豊中市上野西2丁目5番12号	厨房 88.75㎡ (食品庫・更衣室を含む)	一式	284,000円	別図

※ 上記の使用許可面積については全て壁芯での計算になります。

(2) 自動販売機設置

設置面積	台数	最低使用料 (年額・税抜)	その他(特記事項)
0.5㎡未満	1台	8,700円	
0.5㎡以上1.0㎡未満		17,300円	
1.0㎡以上		19,000円 (設置面積1.0㎡の場合)	設置面積が1.0㎡を超える場合は、19,000円に0.1㎡増すごとに1,800円を加算した額とする。

※ 自動販売機については、3台分を応募要件とし、最終的には、台数及び設置場所、自動販売機の種類等を学校と協議のうえ、決定するものとします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。)を受けている者

ク 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当す

る者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること

ア 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者、及び正当な理由がなく使用料・光熱水費等を滞納している者

カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当についてのみ。)

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること

(6) 現在及び過去において、1年以上継続した飲食業の営業実績をもつこと

(7) 府税に係る徴収金を完納していること、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること

3 公募条件等

(1) 応募価格

応募価格は、(2)アの使用許可の期間にかかわらず、年額使用料(税抜)を百円単位で記入してください。

(2) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

イ 学校行事等

使用許可期間は前記アのとおりですが、期間中の土・日・祝祭日・学校休業日は原則として閉校しています。例外として、文化祭や授業公開、模試などの学校行事、その他、土曜講習やクラブ活動等があります。なお、学期中であっても、定期考査前日及び考査中は午前中のみの授業となっており、この期間中のクラブ活動は禁止されています。また、期間中の夏休み・冬休み・春休みの長期休業中の平日は開校していますが、3年生の授業や学年の補講、クラブ活動に参加する生徒以外は、原則、登校していません。この他に遠足や修学旅行、創立記念日等で生徒が登校しない日が年に数日あります。

上記学校行事予定の詳細については、現地説明会において年間行事予定表を配

付し説明します。

なお、食堂営業時間については、別紙「大阪府立豊中高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」3使用条件等(1)食堂営業時間をご覧ください。

ウ 使用料

学校が設定する最低使用料以上で申込みのあったもののうち、学校食堂営業と自動販売機設置(全台数)の合計額で使用料とします。年額使用料の額は、学校食堂営業及び自動販売機設置のそれぞれの応募価格(税抜額)に百分の百十を乗じて得た額とし、学校食堂営業と自動販売機設置(全台数)の合計額とします。

なお、学校食堂営業の税込額と自動販売機設置の税込額に10円未満の端数があるときは、各々について切り捨てて合計をします。

エ 使用料の納入

使用料は、年度ごとに大阪府(大阪府教育委員会教育長)の発する納入通知書により、使用開始前又は年度開始前の大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

(3) 必要経費の負担

ア 営業事業者が負担すべき経費

(ア) 学校食堂の営業に必要な各種手続きに要する費用

(イ) 使用前・使用中における室内の床面・壁面等の清掃を行う場合の費用

(ウ) 営業事業者が、食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用

(エ) 学校食堂営業及び自動販売機の運転に必要な一切の光熱水費並びにこれらに必要な維持管理費用

(オ) 自動販売機の設置及び移設・増設・撤去に要する工事費等の一切の費用

イ 光熱水費その他経費の負担内容

学校食堂の準備・営業等及び自動販売機の運転に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「大阪府立豊中高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」に記載のとおりとします。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること

イ 使用期間中に2(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと

ウ 学校食堂の営業及び自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと

エ 食材及び販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従うこと

オ 自動販売機の移設・増設・撤去等を行う場合は、事前に学校と協議し、その指示に従うこと

(5) 原状回復

営業事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回

復してください。

なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府(学校)に請求することができません。

4 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送する場合

※ 郵送等により申し込む場合は、必ず確認がとれる書留、配達記録、宅配便などを利用するようにしてください。

【申込受付期間】

令和5年12月8日(金)～14日(木)《必着》

提出先 〒560-0011

豊中市上野西2丁目5番12号

大阪府立豊中高等学校 事務室

イ 持参する場合

【申込受付期間】

令和5年12月8日(金)～14日(木)

午前8時30分～午後4時30分

(土曜日、日曜日、祝日、学校休業日は受付を行いません。)

提出先 豊中市上野西2丁目5番12号

大阪府立豊中高等学校 事務室

(2) 必要な書類(各1部)

ア 応募申込書(学校指定様式)

イ 誓約書(学校指定様式)

ウ 販売品目・食堂用(学校指定様式)

エ 販売品目・自動販売機用(学校指定様式)

オ 2(3)にかかる許認可等の免許証の写し

カ 2(6)にかかる1年以上営業した飲食店の営業許可証の写し

キ 会社概要等(会社パンフレットなど飲食業の1年以上の営業実態が判断できるもの)

(3) その他

応募申込は、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 現地説明会及び質問書

(1) 現地説明会

ア 日時 令和5年11月28日(火) 午後3時から

※ 説明会前日までに学校に申し込んでください。

申込方法については、電話・FAX・電子メール何れかの方法で申し込んでください。

なお、電話番号・FAX番号・電子メールアドレスは、9その他(3)募集に関する問い合わせ先に記載しています。

イ 集合場所 大阪府立豊中高等学校 事務室

(2) 質問書

- ア 受付期間 令和5年11月30日(木)～12月4日(月)
午前8時30分～午後4時30分
なお、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日は受付を行いません。
- イ 提出方法 質問書(学校指定様式)より、ア受付期間内に「4(1)提出先」あてに持参・FAX・電子メールの何れかの方法で提出してください。
※ FAX、メールアドレスは、9その他(3)募集に関する問い合わせ先に記載しています。
- ウ 質問に対する回答 令和5年12月7日(木)に「4(1)提出先」において、全員にFAX・電子メールの何れかの方法で回答します。

6 営業事業者の決定

- (1) 提出された応募書類等の審査を行い、必要な資格を満たしている者を営業事業者の選定対象とします。
- (2) 選定対象の内、公募物件に対し、学校が設定する最低使用料以上の額で、かつ学校食堂営業と自動販売機設置(全台数)の応募価格合計額(提案使用料)を得点化するとともに、その他の選択項目で審査した結果も得点化して、両方を合わせ総合的に判定し、最も高い評価(得点)で応募申込みを行った者を選定し、営業事業者とします。なお、得点の配分は、提案使用料で50点、その他、学校が設定した選択項目で50点とし、合わせて100点を満点とします。また、審査を行うに当たり、提供を予定しているメニューの中から1、2点抽出し、試食する場を設けさせていただくことがありますので、その際は、ご協力ください。
- (3) 最も高い評価(得点)を得た営業事業者が2者以上ある場合は、提案使用料の得点が高い営業事業者を選定します。提案使用料の得点も同じ場合は、優先順位を定めた選択項目の得点の高い方を営業事業者とします。審査の評価(採点)方法については、別紙「食堂事業者選定採点表」をご覧ください。

審査の評価(採点)方法については、別紙「食堂事業者選定採点表」をご覧ください。

(4) 営業事業者の決定日及び公表等

営業事業者の決定は、令和5年12月22日(金)の予定です。営業事業者の決定後、応募者に決定金額(審査評価結果)及び決定した営業事業者名を通知するとともに、大阪府立豊中高等学校ホームページに決定金額(審査評価結果)及び営業事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

7 使用許可申請の手続

営業事業者に決定した者は、令和6年1月10日(水)までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、2(7)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》

※ 提出部数は各1通

学校指定様式等は設置事業者決定後に学校からお渡しします。

- (1) 行政財産使用許可申請書(学校指定様式)

- (2) 設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力の分かるもの)
- (3) 証明書類(発行日から3か月以内のもの)
 - <法人の場合>
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書及び代表者の資格証明書、委任状
 - <個人の場合>
印鑑登録証明書(市役所(町村役場)発行のもの)
- (4) 役員名簿(氏名<漢字/ふりがな>、生年月日、性別、法人名、法人所在地を記載。(様式任意)ただし、現実と相違する場合は速やかに変更手続きを行ってください。)
- (5) 自動販売機の管理関係証明書(学校指定様式)
- (6) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者(応募者)と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- (7) 自動販売機設置日時等連絡票(学校指定様式)<自動販売機の設置前に提出>
- (8) 自動販売機設置位置図

8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 営業事業者が応募者の資格を失った場合

9 その他

- (1) 許可の手續に関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。
- (2) 本募集要項に定めるものの外、詳細については「大阪府立豊中高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」記載のとおりとします。
- (3) 募集に関する問い合わせ先

大阪府立豊中高等学校 事務室 担当 土佐

豊中市上野西2丁目5番12号

電話 06-6854-1207

FAX 06-6854-8086

電子メール toyonaka-hs@sbox.pref.osaka.lg.jp

応募申込書

<学校食堂営業及び自動販売機設置>

令和 年 月 日

大阪府立豊中高等学校長 様

住所（所在地）（〒 — — ）

氏 名
法人名
代表者名
(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話 — —

F A X — —

大阪府立豊中高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集について、募集要項及び同仕様書の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 提案使用料（合計）

	応募価格（提案使用料・年額・税抜）							
学校食堂営業及び 自動販売機設置 の合計額								円
							0	0

【内訳】

(1) 学校食堂営業提案使用料

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	応募価格 (提案使用料・年額・税抜)					
大阪府立豊中高等学校 食 堂 豊中市上野西2丁目 5番12号	厨房 . m ² (食品庫・更衣室、 他専有面積含む)	一式						円
							0	0
		小計					0	0

(2) 自動販売機設置提案使用料

設置 台数	設 置 場 所	応 募 価 格 (提案使用料・年額・税抜)							
1	(屋内設置)							0	円 0
2	(屋内設置)							0	0
3	(屋内設置)							0	0
4	(屋内設置)							0	0
5	(屋内設置)							0	0
6	(屋内設置)							0	0
7	(屋内設置)							0	0
小計								0	0

ア 食堂営業と自動販売機設置のセットとします。

イ 応募価格は、大阪府立豊中高等学校が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。

ウ 応募価格は、年額(税抜額)とし、百円単位で記入してください。

なお、年額使用料は、学校食堂営業と自動販売機屋内設置の場合は応募価格(税抜額)に百分の百十を乗じて得た額、自動販売機屋外設置の場合は応募価格(税抜額)とし、学校食堂営業と自動販売機全台数の合計額とします。

エ 金額はアラビア数字で記入してください。

オ 初めの数字の頭に¥を記入してください。

カ 応募後の金額等の訂正は一切認めませんので、十分確認した上で応募してください。

2 添付書類

(1) 誓約書(学校指定様式)

(2) 販売品目・食堂用(学校指定様式)

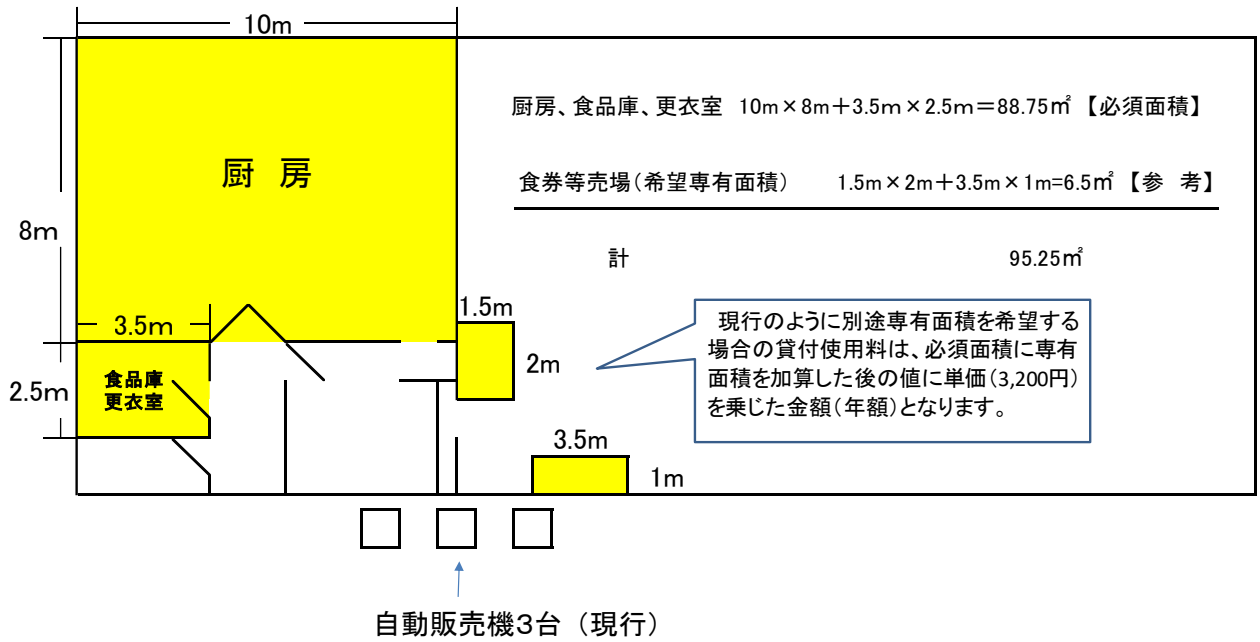
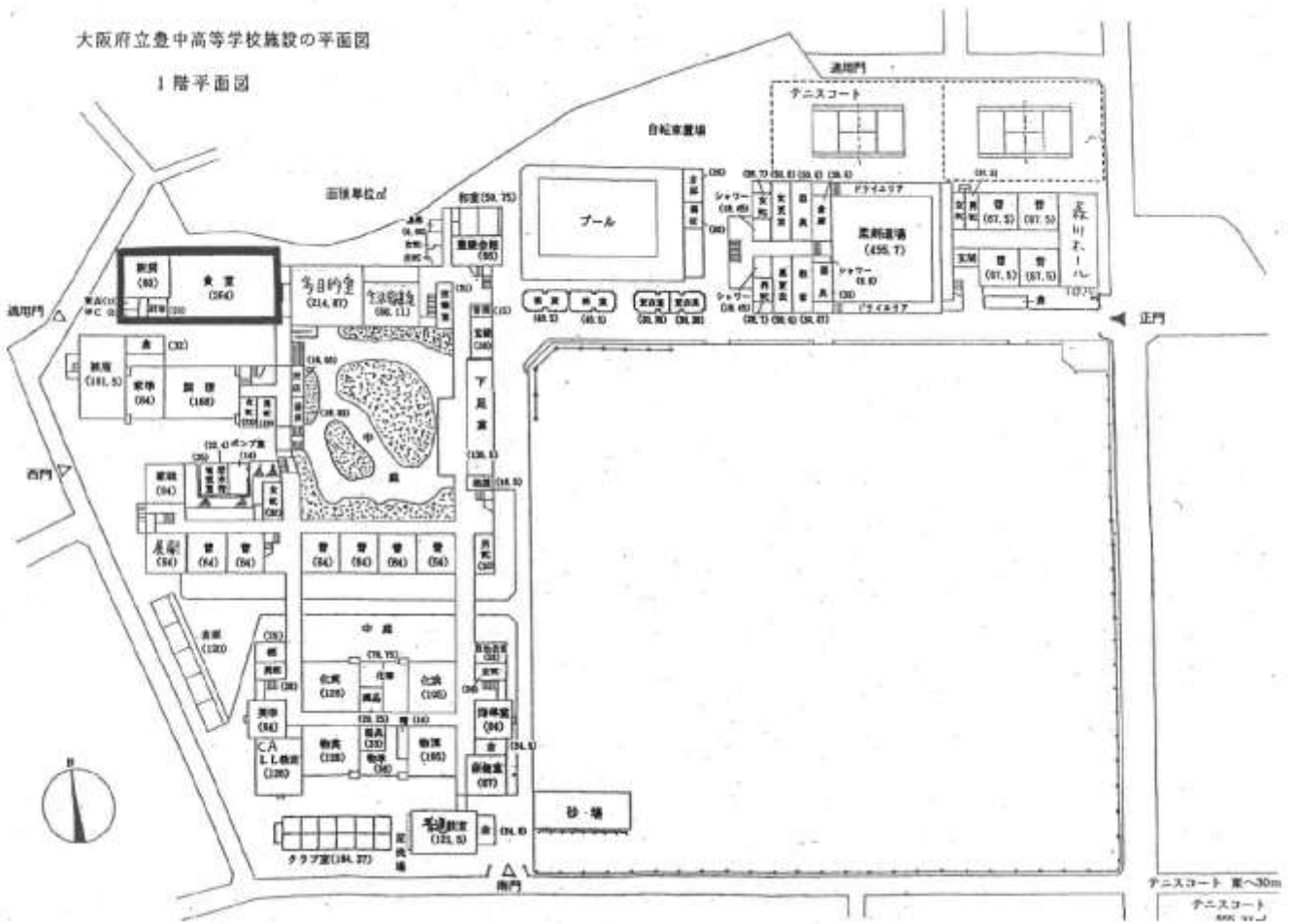
- (3) 販売品目・自動販売機用(学校指定様式)
- (4) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し
- (5) 2(6)にかかる1年以上営業した飲食店の営業許可証の写し
- (6) 会社概要等(会社パンフレットなど飲食業の1年以上の営業実態が判断できるもの)

3 その他

設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

()

校舎配置図・食堂平面図（別図）



厨房設備等無償貸与物品一覧表

品名	規格	数量	単位
食器戸棚	W1,800×D600×H1,800	1	台
炊飯器	(N)-268	1	台
食器消毒槽	W610×D640×H810	1	台
湯沸器	タフジェット 033-0265	1	台
ガスレンジ	13-225・マルゼン MGTX-157C	1	台
ガス食器消毒保管機	名城 MGS-15M-S	1	台
業務用冷凍冷蔵庫	ホシザキ HRF180XF3	1	台
うどん釜	W750×D600×H800	1	台
2連かまど	W1,500×D1,000×H730	1	台
ガス固定釜	W900×D900×H700	1	台
シンク付台	W1,500×D750×H800	1	台
シンク付台	W1,800×D900×H800	1	台
食器シンク	W1,500×D600×H800	1	台
脇台	W1,500×D900×H800	1	台
盛付台	W1,500×D900×H800	1	台
溜シンク	W900×D600×H900	1	台
ダスト・シャワー台	W1,200×D600×H800	1	台

品名	規格	数量	単位
水切り台	W1,500×D600×H800	1	台
置台	W1,800×D600×H800	1	台
パンラック	W1,800×D600×H1,800	1	台
置台	W1,250×D400×H800	1	台
置台	W650×D360×H800	1	台
置台	W600×D600×H800	1	台
ラック(12段棚)	W1,300×D500×H1,600	1	台
ラック(10段棚)	W1,300×D320×H1,500	1	台
シンク付調理台	W1,800×D900×H800	1	台
電子レンジ	パナソニックNE-E22A2-W	1	台
ガスフライヤー	W450×D600×H800	1	台
シンク付台	W1,000×D500×H800	1	台
水切2槽シンク	W1,260×D650×H820	1	組
オープンラック	W900×D460×H1800	1	台

誓 約 書

私は、大阪府立豊中高等学校が実施する学校食堂営業及び自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、大阪府立豊中高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項及び同仕様書について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪府立豊中高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府立豊中高等学校ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大阪府立豊中高等学校長 様

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

(元請負人用)
事業名:

誓約書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

- 1 規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 条例第11条第2項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。
- 4 規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。

大阪府立豊中高等学校長 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日

(1) 次の者は、規則第3条第1項各号に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(2) 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
- ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。
- ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
- ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)に該当することとなったとき等は、その下請契約等の解除を求めなければいけません。（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
- ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。

※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

- 今後とも、暴力団と一切関係を持ちません。 はい ・ いいえ
- 暴力団排除に取り組みます。府の暴力団排除の施策に協力します。 はい ・ いいえ
- 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、入札参加除外者の指定を受け公表され、また、この契約を解除され、違約金を徴収されても異議ありません。 はい ・ いいえ

（裏面も確認してください。）

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。

その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、対応者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。対応者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むこととなります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実に、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター HP より）

自動販売機の管理関係証明書

令和 年 月 日

大阪府立豊中高等学校長 様

住 所（所在地）（〒 ー ）

氏 名
法 人 名
代表者名
（事務担当者名）
所属部署
氏 名
電 話

大阪府立豊中高等学校に設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

設置番号		設置場所	
------	--	------	--

【個別業務の実施企業名】

業 務 区 分	企 業 名 / 担 当 所 属	連 絡 先（電 話 番 号）
自 販 機 の 所 有 権 者		
設 置 管 理 責 任		
故 障 時 の 対 応		
商 品 の 補 充		
売 上 代 金 の 回 収		
そ の 他（ ）		
そ の 他（ ）		

- ※ 個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者（応募者）と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。
- ※ 設置番号で個別業務の実施者が（企業名）が異なる場合は、個別業務の実施者ごとに提出してください。
- ※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

(別紙)

食堂事業者選定 採点表

審査項目	審査内容	配点
使用料	・ 提案使用料	50 点
営業時間、営業日	・ 放課後、土曜日等の営業を考 えているか。	20 点
メニュー、取扱品目	・ 栄養面を重視しているか。 ・ 提供価格、品数、味、ボリューム 等で工夫しているか。	20 点
業務運営体制	・ 行事日等の繁忙時に対応でき る人員体制をとれるか。	10 点
	合 計	100 点